

監 第 93 号

令和2年8月11日

南陽市長 白 岩 孝 夫 殿

南陽市監査委員 青 木 勲

南陽市監査委員 川 合 猛

令和元年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された令和元年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

令和元年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

- 令和元年度 南陽市一般会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市財産区特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 〃 財産に関する調書
- 〃 南陽市各基金の運用状況

第2 審査の方法

決算の審査は、令和2年7月3日付け会第13号をもって市長から審査に付された、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに附属書類、基金の運用状況について、法令等に準拠して処理されているか計数が正確であるかについて、関係諸帳簿等と照合調査するとともに、関係職員から説明を聴取する方法によって、予算の執行が適正であるかに主眼をおいて実施した。

なお、現金、預金の残高確認、証書類の検査については、別に法の規定に基づく例月出納検査において実施したので省略した。

第3 審査の結果

審査に付された各会計の決算及び基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、また、予算執行及び財政運営については、全般的に適正と認められた。

なお、審査意見及び決算等の概要は次のとおりである。

第4 審査の意見

一般・特別会計の総決算額は、歳入が236億9,548万円、歳出が224億2,788万円で、前年度に比べて、歳入で6億7,056万2千円、歳出では8億3,826万5千円増加している。

形式収支は12億6,760万円、実質収支は12億4,525万4千円の黒字となっており、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支については、8,645万4千円の赤字となっている。

会計別に見ると、一般会計の決算額は、歳入が160億5,617万5千円、歳出が150億9,306万6千円で、前年度に比べ歳入で5億7,267万6千円(3.7%)、歳出では6億3,445万3千円(4.4%)増加している。

形式収支から繰越明許費として翌年度に繰越すべき一般財源を控除した実質収支は、9億4,076万4千円の黒字となり、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支については、1,947万3千円の黒字となっている。

一般会計の歳入については、自主財源は70億5,802万9千円で、前年度と比べ4億2,971万円(6.5%)増加している。これは、寄附金が4億5,864万6千円と大きく増加し、また、自主財源の根幹をなす市税も37億3,040万9千円で、前年度に比べ1億3,580万9千円(3.8%)増加したことが主な要因となっている。

また、依存財源も決算額は89億9,814万6千円で、前年度と比べ1億4,296万5千円(1.6%)増加している。これは、地方交付税が4,814万7千円減少したものの、国庫支出金が2億6,879万7千円、地方特例交付金が4,223万6千円増加したことによるものである。

市税における不納欠損額は、前年度に比べ1,931万8千円増加して、2,126万9千円となっている。税目ごとに見てみると、個人市民税が1,073万1千円、法人市民税が153万1千円、固定資産税が708万5千円、軽自動車税が68万3千円、都市計画税が124万円である。

不納欠損処分については、諸般の事情はあるとしても、税負担の公平性及び歳入確保の面での影響が大きいため、慎重かつ厳正な取扱いが求められるものであり、より積極的に債権の確保に努めることは当然であるが、最大限の徴収努力の結果として不納欠損処分をせざるを得ない場合には、不納欠損処分制度の趣旨を適正に理解し活用することを妨げるものではないことに留意されたい。

市税における収入未済額は、前年度に比べ1,567万円(14.1%)減少して9,566万円となっており、一般会計の収入未済額の96.7%を占めている。市税の現年度課税分の収納率は99.5%で前年度より0.1ポイント上昇、滞納繰越分については11.0%で12.3ポイント低下している。収納率は高率で推移しており、南陽市市税等収納対策本部による課題の共有や滞納処分の強化、納税意識の高揚対策の成果と考えられる。収入未済額の解消は、自主財源の確保や市民負担の公平を期する上で大変重要であり、今後とも滞納者の実態に即した適切な措置を計画的に講じ、未収金の解消に向けた一層の努力を望むものである。

市債の発行額は、前年度と比べ6,820万円(5.8%)減の10億9,820万円となっている。その主なものは、地方道路等整備事業債が1億2,800万円、中学校施設整備事業債が2億1,480万円、臨時財政対策債が3億4,160万円である。

令和元年度末の市債残高は、154億75万8千円となっており、前年度と比べて1億5,232万5千円(1.

0%) 減少している。市債については、累積により財政の硬直化が一層進む懸念があることから、将来における償還能力等を考慮しつつ、適切な運用に努められたい。

歳出については、目的別では、民生費の占める割合が33.9%となっており、性質別では、義務的経費が43.7%、任意的経費が56.3%となっている。

一般会計の翌年度繰越額は1億9,524万9千円で、前年度に比べ6,735万8千円(25.6%)減少している。主なものは、プレミアム付商品券事業費の4,330万円、橋梁補修事業費(交付金事業)の1億2,483万4千円、緊急経済対策事業費の1,050万円である。また、翌年度繰越額のうち繰越明許費として翌年度に繰越すべき一般財源は、2,234万6千円となっている。

特別会計は、5会計(うち国保は2勘定)となっているが、歳入の決算総額は76億3,930万5千円で、前年度と比較し9,788万6千円(1.3%)増加し、歳出決算総額は73億3,481万4千円で、前年度より2億381万2千円(2.9%)増加している。歳入歳出差引額は、3億449万円で、これが実質収支額となっている。

特別会計の不納欠損額は4,109万4千円となっており、前年度と比較して3,836万8千円と大きく増加している。会計別に見ると国民健康保険特別会計(国民健康保険税)が3,990万5千円、介護保険特別会計(介護保険料)が97万4千円、後期高齢者医療特別会計(後期高齢者医療保険料)が21万5千円となっている。これは、市税と同じく平成28年度に執行停止とした分を、3年経過したことにより地方税法による取扱基準に基づき今回処理したことなどによるものである。

特別会計の収入未済額は、前年度より3,681万円(22.1%)減の1億2,985万6千円となっている。保険税・保険料における収入未済額は、前年度より国民健康保険税が3,337万4千円(21.8%)、介護保険料が105万2千円(16.6%)、後期高齢者医療保険料で42万7千円(23.7%)減少している。今後とも納付指導等を通じて保険税・保険料の収納率向上を図り、保険事業の健全化に努められたい。

本市の経常収支比率を始めとする財政指標は、依然として財政基盤の脆弱さを示しており、主要な財源である地方交付税も減少傾向にあることから、厳しい財政状況が続くものと思われる。

この度の新型コロナウイルス感染症は、全世界で拡大しその影響も長期化する中で、市民の安心・安全、相互理解と協働をさらに深めながら、なお一層の事務事業の効率化に取り組み、限られた財源の中で市民に対して最大のサービスを提供し、市民福祉の増進に寄与されるよう望むものである。